

令和2年9月

# 篠栗町議会第3回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：9月2日(水)～11日(金) 10日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	9	2	水	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	9	3	木	考 案 日		
第3日	9	4	金	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	9	5	土	休 会		閉 庁
第5日	9	6	日	休 会		閉 庁
第6日	9	7	月	休 会		台風の為順延
第7日	9	8	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	9	9	水	決算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第9日	9	10	木	決算特別委員会 予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第10日	9	11	金	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・閉会中の継続審査</li> </ul>
						閉 会

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和2年9月2日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案等の委員会付託について
- 第5, 議案第60号 篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第6, 議案第61号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第7, 議案第62号 篠栗町教育委員会委員の任命について

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
59	専決処分の承認を求めることについて(専決第7号) [令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について]	予算 特別委員会
63	篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につ いて	総務建設 常任委員会
64	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ いて	総務建設 常任委員会
65	篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定につ いて	文教厚生 常任委員会
68	篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
69	篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
70	篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
71	篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
72	篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
73	篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する条 例の制定について	文教厚生 常任委員会
74	財産の処分の変更について	総務建設 常任委員会
75	令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
76	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
77	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
78	令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算 特別委員会
79	令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
80	令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	決算 特別委員会
81	令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
82	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
83	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年9月4日(金) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	12番	荒牧 泰範	議員
2.	5番	田辺 弘之	議員
3.	11番	松田 國守	議員
4.	2番	横山 和輝	議員
5.	3番	品川 静	議員
6.	1番	藤木 高裕	議員
7.	8番	今長谷 武和	議員

# 令和2年第3回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年9月11日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)  
[令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について]
- 第2, 議案第63号 篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定  
について
- 第3, 議案第64号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に  
ついて
- 第4, 議案第65号 篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第66号 篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第67号 篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第7, 議案第68号 篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て
- 第8, 議案第69号 篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 第9, 議案第70号 篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 第10, 議案第71号 篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について
- 第11, 議案第72号 篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第73号 篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止す  
る条例の制定について
- 第13, 議案第74号 財産の処分の変更について
- 第14, 議案第75号 令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15, 議案第76号 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 第16, 議案第77号 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の  
認定について

- 第17, 議案第78号 令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18, 議案第79号 令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第19, 議案第80号 令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第20, 議案第81号 令和2年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第21, 議案第82号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第22, 議案第83号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について
- 追加日 意見書案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
程第1, 第1号 化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 第23, 常任委員会の閉会中の継続調査の件



令和2年第3回(9月)

# 篠栗町議会定例会

9月2日(開会)

令和2年 第3回 定例会 会議録

日時 令和2年9月2日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正		
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	有隅哲哉
収納課長	花田篤	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	城戸勝範	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	松岡秀策	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、執行部では、松田副町長が病気療養にて欠席いたしております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症予防のために、換気に留意するため、窓・出入口のドアを開け放ったまま会議を進行いたします。

ただいまから、令和2年第3回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番、藤木高裕議員、2番、横山和輝議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から9月11日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第59号から議案第83号までの計25議案でございます。

それでは、議案第59号から議案第83号までを一括議題とします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただいま議長のお話にもありました通り、松田副町長が現在病気療養中で、病と闘っております。早期に快復し、復帰していただくことを願ってやみません。

今年も各地で豪雨災害が発生いたしました。

篠栗町におきましても、7月6日、9日に大雨警報が発令され、状況を見ながら災害準備本部、警戒本部を設置して備えましたが、大事には至りませんでした。

改めて、令和2年7月豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

福岡県町村会では、福岡県、福岡県市長会とともに、大牟田市への職員派遣を交代で行っておりまして、篠栗町では、8月11日から17日まで、罹災証明発行支援のため職員を派遣したところでございます。今後も、必要に応じて対応することを申し合わせております。

9月に入っての大型台風の接近が心配されますが、警戒態勢を怠ることなく対応をいたします。

次に、新型コロナ関連について申し上げます。新聞報道で既にご承知のとおり、糟屋郡での感染者数は、昨日現在で234人となっており、依然として連日数名の感染者が出ている状況でございます。しかしながら、日本全体、また福岡県を見ても、新規感染者数は減少傾向にあり、それぞれの立場での努力が功を奏しているという状況でございます。

篠栗町におきましても、今後とも各方面への協力要請をしっかりと行いながら、感染拡大防止に向けた努力を継続してまいりたいと考えております。

そうした中で、敢えて病院名を挙げて申し上げますが、心配しておりますのは、福岡青洲会病院で大規模なクラスターが発生した件でございます。福岡青洲会病院は、新型コロナ禍がスタートして早い時期に発熱外来を設置し、福岡県の要請に基づいてPCR検査をおこなっていただいておりますが、今回このような事態が発生しました。懸念されるのは、粕屋南部消防本部の救急搬送先として、大変重要な役目を果たしていただいている福岡青洲会病院が、現在診療できない状況にある点でございます。糟屋郡町長会では、現在、福岡青洲会病院をはじめ、院内クラスターが発生した医療機関等への様々な支援を呼びかけるべく協議を進めているところでございます。地域医療崩壊という最悪の事態を避けるため、発信してまいりたいと考えております。

現在の篠栗町の感染状況、支援策の状況等については、今定例会期間中に別途ご報告申し上げます。

例年であれば、9月以降開催しておりました、高齢者の集い、敬老会、小学校・幼稚園等や各区での運動会、金婚式、文化祭、ささリンピックなど、町民の皆様が

楽しみにしていただいている交流の場としての行事を軒並み中止にせざるを得ない状況でございますが、皆様ともうしばらく辛抱いたしましょう。

来年の成人式は、どのような形式にするにせよ必ず開催し、新成人を祝おうと準備を進めております。よろしくお願いいたします。

安倍総理大臣が8月28日に辞意を表明されました。これまで、「アベノミクス」実現のための「3本の矢」をはじめとする諸施策、「地方創生」「一億総活躍社会の実現」等、全国津々浦々の地域が勢いを取り戻すようにと、地方のために様々な取り組みをしてこられましたことに感謝申し上げます。

ここ数日間で国内の政局は、にわかに賑やかになりました。次期総理大臣がどの方になるにせよ、これまで国が進めてきた「地方創生 まち・ひと・しごと創生総合戦略」が継続され、地方のための政治が更に推し進められることを期待しております。

最後になりますが、本定例会は、私にとりまして任期最後の議会でございます。この4年間の任期中、懸案でありました財政力指数の向上、経常収支比率の改善については、道半ばと言わざるを得ません。しかしながら、篠栗町は大きく動き始めております。多少のタイムラグがあり、4年前に掲げた篠栗北地区産業団地開発等、所期の目標を達成するには今しばらく時間がかかりますが、本年度からの第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践で、必ずや福岡県を代表する町となることを信じて止みません。

今後とも議会の皆様におかれましては、ご指導、ご協力を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております議案第59号から議案第83号までの25号議案について説明をいたします。

議案第59号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計補正予算について専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

内容は、令和2年7月6日から7日にかけて発生した豪雨災害の復旧のため、災害による被災箇所の早期復旧を行うため、復旧に係る設計委託料及び工事費用を予算計上するもので、当該予算の総額に歳入歳出それぞれ1,348万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ135億5,531万5,000円とするものであります。

議案第60号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

本議案は、現委員であります萩尾勝男氏が、本年9月30日をもって任期満了となるため、後任として新たに小林知生氏を委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第61号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、人権擁護委員、郡嶋正弘氏が本年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

○議長（阿部 寛治） 町長、マスクが大変苦しいと思いますので、ソーシャルディスタンスは十分とれていますから、マスクを外して結構です。

○町長（三浦 正） 失礼いたします。

議案第62号は、「篠栗町教育委員会委員の任命について」であります。

本議案は、教育委員、林巖氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、後任として、新たに藤俊広氏を教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第63号は、「篠栗町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」であります。

本議案は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町長等の損害賠償責任の額を規定するために、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は町職員の町に対する損害を賠償する責任を、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、町長等が賠償の責任を負う額から、職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、本条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めるものであります。

議案第64号は、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

制定の主な内容は、実施区域内で変更となる住所について、改正を行うものであ

ります。

議案第65号は、「篠栗町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日から導入された会計年度任用職員制度について、条文中における引用条の修正及び定義の明確化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、会計年度任用職員には想定されない特殊勤務手当の削除、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給に関する定義の明確化等について、改正を行うものであります。

議案第66号は、「篠栗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、従うべき基準から参酌する基準に見直されることとなったことに伴い施行された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、放課後児童支援員の規定に関し、実情を踏まえ見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の数に関する規定及び職員に関する経過措置について改正を行うものであります。

議案第67号は、「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、入所及び保護者負担金に関する規定を、篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則から削除し、条例の規定として定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、入所に関する規定及び保護者負担金に関する規定を追加するものであります。

議案第68号は、「篠栗町児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、職員に関する規定の変更を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、児童館における配置者及び館長に関する規程について、改正

を行うものであります。

議案第69号は、「篠栗町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県子ども医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正されることに伴い、子ども医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、子ども医療費支給制度の対象を現行の「中学生の入院」に「中学生の通院」を加えて拡大するものであります。

議案第70号は、「篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、幼児教育・保育の無償化の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、関係する規定について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めること、子育てのための施設等利用給付に関する規定及び副食費の保護者負担に関する規程について、改正を行うものであります。

議案第71号は、「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県重度障がい者医療費支給制度について、令和3年4月1日から制度改正がされることに伴い、重度障がい者医療費の支給に関する条例準則が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、当該条例準則の規定改正に合わせて「障害者」の表記を改める等、文言の整理等を行うものであります。

議案第72号は、「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、下水道工事における排水設備指定工事店の指定に係る申請に伴う審査並びに指定工事店及び工事責任技術者の登録に係る証交付について、手数料を徴収することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第73号は、「篠栗町私立幼稚園の授業料等の減免に関する条例を廃止する



条例の制定について」であります。

本議案は、令和元年10月の幼児教育無償化に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が廃止となり、幼稚園の授業料等も無償となったことにより、本条例はその目的を終えたため、本条例を廃止するものであります。

議案第74号は、「財産の処分の変更について」であります。

本議案は、平成31年3月18日平成31年第1回篠栗町議会定例会で議決された議案第17号「財産の処分について」現地を測量した結果、面積の変更が生じたため、売却面積8,434平方メートルを8,359.92平方メートルに変更し、売却額4億円を3億9,626万208円に変更するものと、町名の変更に伴う所在地の変更を行うものであり、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第75号から議案第78号までの4議案は、令和元年度篠栗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第75号は、「令和元年度篠栗町一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第76号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第77号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

議案第78号は、「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。

以上4議案が、一般会計及び特別会計の決算認定に関する議案であります。

議案第79号は、「令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計未処分利益剰余金5,346万9,783円のうち3,955万7,546円を減債積立金へ積立、3万1,421円を自己資本金へ組入し、1,388万816円を繰越利益剰余金とするもの、及び令和元年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第80号は、「令和元年度篠栗町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定

について」であります。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和元年度篠栗町水道事業会計未処分利益剰余金2億1,138万692円のうち9,762万1,173円を減債積立金へ、1億円を建設改良積立金へ積立し、1,375万9,519円を繰越利益剰余金とするもの、及び令和元年度篠栗町水道事業会計決算について、同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものであります。

議案第81号から議案第83号までの3議案は、令和2年度補正予算であります。

議案第81号は、「令和2年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,030万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億3,562万1,000円とするものであります。

まず、主な歳入につきましては、新型コロナウイルスによる徴収猶予のため、町税のうち個人及び法人町民税768万8,000円、固定資産税2,254万円をそれぞれ減額し、地方特例交付金を1,447万3,000円増額、普通交付税9,142万9,000円を減額、国庫支出金を9,081万7,000円、県支出金を2,918万8,000円増額し、繰入金3億円を減額し、令和元年度に確定いたしました繰越金を3億9,165万7,000円増額し、諸収入377万2,000円を減額するものでございます。

また、臨時財政対策債を4,430万円、徴収猶予特例債を3,000万円、緊急自然災害防止対策事業債を300万円、農林業施設災害復旧事業債を200万円それぞれ増額するものであります。

次に、主な歳出につきましては、総務費におきまして、情報システム管理費といたしまして、WEB会議システム導入委託料500万円、システム変更委託料710万6,000円、リモートワーク環境整備事業4,000万円、戸籍住民基本台帳費といたしまして、コンビニ交付実証事業システム導入委託料955万9,000円を追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、天空会館空調設備工事1,624万7,000円を追加し、高齢者支援費といたしまして、敬老会補助金242万3,000円、おひさま活動事業費320万円をそれぞれ減額し、福祉事業者支援助成金510万円を追加、障がい者福祉費といたしまして、遠隔手話サービ

ス事業186万9,000円、福祉事業者支援助成金300万円、昨年の事業実績に伴い発生いたしました自立支援サービス事業等国庫補助金返還金919万6,000円、同様に、県補助金返還金に672万1,000円をそれぞれ追加し、包括支援費といたしまして、ケアランポリン教室事業187万4,000円を減額、児童福祉総務費といたしまして、延長保育事業補助金200万円を追加し、児童福祉振興費といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金100万円を追加し、児童育成事業費といたしまして、学童保育事業備品173万7,000円、放課後児童健全育成事業費補助金233万2,000円をそれぞれ追加するものであります。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、オンライン保健指導備品135万7,000円を追加し、予防費といたしまして、ロタウイルス予防接種事業委託料615万9,000円、おたふくかぜ予防接種給付270万円をそれぞれ追加し、総合保健福祉センター運営費といたしまして、オアシス篠栗駐車場改修工事2,500万円を追加するものでございます。

農林水産業費におきましては、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業費1,754万円、小葉山線林道改良工事500万円をそれぞれ追加するものであります。

商工費におきましては、商工総務費といたしまして、デリバリー・テイクアウト促進補助金の額の確定により145万9,000円を減額し、観光費といたしまして、春らんまんハイキング事業を771万1,000円減額、若杉地区遊歩道木柵取替工事123万2,000円を追加、夏祭り振興事業補助金を250万円減額するものであります。

土木費におきましては、道路橋梁総務費といたしまして、津波黒地区浸水対策基本調査に650万円を追加するものであります。

消防費におきましては、非常備消防費及び消防施設費といたしまして、操法大会事業を878万7,000円減額するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、小・中学校補助金を180万5,000円減額し、各小・中学校費といたしまして、学習指導員・スクールサポートスタッフ事業に770万円、修学旅行バス追加借上料に516万6,000円、教育系インターネット増強工事等に630万1,000円、新型コロナ対策備品等に1,128万9,000円をそれぞれ追加し、社会教育総務費といたしまして、人権啓発関係の講演料など133万4,000円減額し、総合センター管理費といたしまして、Wi-Fiアクセスポイント設置工事115万5,000円を追加し、公民館

費といたしまして、公民館主催学級事業を150万円、文化祭事業250万8,000円、自主文化事業を150万円それぞれ減額、青少年教育費といたしまして、祇園巡回・研修会食事代・花苗事業等を134万6,000円減額し、保健体育総務費といたしましては、スポーツ大会参加補助金を191万円減額、社会体育施設費といたしまして、町民プール事業を427万6,000円減額するものでございます。

災害復旧費といたしましては、農業用施設災害復旧費といたしまして100万円、林道施設災害復旧費といたしまして230万円、農地災害復旧費といたしまして250万円をそれぞれ追加するものであります。

公債費におきましては、元金といたしまして、起債元金償還に675万2,000円を追加し、利子といたしまして、起債利子償還257万8,000円を減額するものであります。

諸支出金におきましては、繰出金といたしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金に104万9,000円を追加するものであります。

最後に、地方債におきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債4,430万円、災害復旧事業債200万円をそれぞれ増額するものであります。

また、追加するものといたしまして、徴収猶予特例債3,000万円、緊急自然災害防止対策事業債300万円をそれぞれ計上するものであります。

議案第82号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、令和元年度の保険料・滞納繰越額の確定に伴う保険料等負担金及び人件費の補正により、歳入歳出それぞれ741万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億3,027万9,000円とするものであります。

議案第83号は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正会計予算を、営業費用の補正により第3条 収益的収入及び支出において、支出に113万9,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,415万3,000円とし、収益的支出額に対し559万1,000円の黒字予算とし、受益者負担金の補正により第4条 資本的収入及び支出において、収入に1,203万9,000円を追加し、資本

的収入の総額を4億9,826万円とするものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案等の委員会付託について」を議題といたします。

議案第59号から議案第83号までの25号議案を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第60号から議案第62号は、人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第63号から74号までの12議案につきましては、タブレットに掲載の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第75号から議案第80号までの決算認定については、「議長及び議会選出の監査委員を除く9人で構成する決算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第59号と議案第81号から議案第83号までの補正予算については、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、決算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番、栗須信治議員。副委員長は、4番、古屋宏治議員です。

また、予算特別委員会の正副委員長については、委員長は、4番、古屋宏治議員。副委員長は、6番、栗須信治議員です。

最後に、報告2件について、決算審査終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の説明を立花総務課長に求めます。

立花総務課長。

○総務課長(立花 博友) それでは、議案の説明をいたします。

議案第60号「篠栗町固定資産評価審査委員会委員の選任について」次の者を篠栗町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲318番地12

氏名 小林 知生

生年月日 昭和29年11月15日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

現委員の萩尾 勝男氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となるため。次ページに履歴を掲載しておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和5年9月30日まででございます。以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの総務課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

平山福祉課長。

○福祉課長（平山 智久） 議案の説明をいたします。

議案第61号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗5091番地1

氏名 郡嶋 正弘

生年月日 昭和19年9月22日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

（提案理由）

人権擁護委員 郡嶋 正弘 氏が、令和2年12月31日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

次ページに履歴書等を掲載しておりますので、参照をお願いいたします。

なお任期につきましては、令和3年1月1日から令和6年12月31日まででございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案の説明を浦上学校教育課長に求めます。

浦上学校教育課長。

○学校教育課長(浦上 利浩) 議案第62号「篠栗町教育委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

【記】住所 糟屋郡篠栗町大字篠栗3697番地3クラヴィエ篠栗201号

氏名 藤 俊広

生年月日 昭和44年1月23日

令和2年9月2日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

教育委員 林 巖氏が、令和2年9月30日をもって任期満了となるため。

次のページに履歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

なお、任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日まででございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの学校教育課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 私の記憶に間違いなければ、確認ですが、教育委員会の5名は、確か任命枠というのがあったと思うので、その枠の説明と今回その中のどれに当たるかをちょっと教えていただけますか。

○議長(阿部 寛治) はい、どうぞ。

○学校教育課長(浦上 利浩) 任命枠というのを正式に法令上で定められているものではありませんで、教育関係の出身者、いわゆる教育に非常に詳しい方と教育に



詳しくない世間一般人といたしますか、そういった方を半々程度に任用するようという流れといたしますか、通知等は来ております。

そしてまた、1枠あるというのは、保護者枠というのがありまして、これは、20歳未満の子どもさんを養育している方を1名、この教育委員に任命するという必要性はありますが、これは別の方が今現在なっておりますので、この方は一般常識人枠というところで任用したいということでお願いしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案も人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認め、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時45分